

五所川原市官製談合等再発防止検討報告書

令和7年8月
五所川原市

目次

- 1 はじめに
- 2 事件の概要
- 3 事件当時の入札制度
 - (1) 建設工事の入札制度の概要
 - (2) 指名業者選定の流れ
- 4 官製談合事件に伴う入札制度の検証
 - (1) 刑事記録からの検証
 - (2) 内部調査からの検証
 - (i) 審査会等における協議・検討状況
 - (ii) 審査会委員等経験者へのヒアリング
 - (iii) アンケート調査
- 5 再発防止策
 - (1) 入札制度の運用の見直し
 - (i) 原則一般競争入札での執行
 - (ii) 入札・契約制度検討委員会の設置
 - (2) 公務員倫理の徹底
 - (i) コンプライアンス意識の向上
 - (ii) 入札・契約情報の管理の徹底
 - (iii) 入札・契約に関する不当要求行為等対応要綱の周知の徹底
 - (iv) 公益通報者保護制度の周知の徹底

1 はじめに

令和7年1月、本市前副市長を含む3人が公契約関係競売入札妨害及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されました。

公正さが求められる市の業務においてこのような事件が発生したということは痛恨の極みであり、市民の皆様の市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

この報告書は、官製談合事件の検証を通じて、市の入札制度の運用のあり方や職員のコンプライアンス意識の向上についての検討を進め、再発防止策を定めて組織の教訓とし、過ちを二度と起こさないようにするために作成するものです。

2 事件の概要

五所川原市前副市長（以下「前副市長」という。）は、平成30年11月29日から令和6年8月28日までの間、副市長として市長を補佐し、市が発注する公共工事の入札及び契約等に関する事務を監督するとともに、同市建設業者指名審査会（以下、「審査会」という。）の会長として、設計額が500万円以上となる指名競争入札の指名業者を選定する職務に従事していた。

令和3年11月11日に市が執行した新宮団地市営住宅（1工区）屋外付帯（通路・駐車場・緑地）工事等3件の指名競争入札に関し、前副市長が、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する事務を行う義務があるのにその職務に違反し、令和3年10月中旬頃、五所川原市内の建設業者等で組織する五所川原建設技術研究会（以下、「研究会」という。）の理事であった者（以下、「元理事」という。）に対し電話で3件の入札に係る各工事名及び設計額等を告げ、元理事の指示を受けた同研究会の事務局長であった者（以下、「元事務局長」という。）が研究会土木部会を開いて、研究会に所属する業者を指名業者として選定させ、取り決めた業者に落札させることを決めた上、前副市長に対しスマートフォンのメッセージ機能を用いて、研究会土木部会で決めた業者を指名業者として選定するよう依頼し、メッセージを閲読した前副市長が当時の建設部長に対し、元事務局長から依頼された業者を前記入札の内申業者として審査会に内申させた上、令和3年10月27日に開催された審査会において、依頼された業者を指名業者として選定し、令和3年11月11日、五所川原市役所で執行された入札において、取り決めどおりの業者に落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結することの公正を害すべき行為をした。

以上が調書判決の起訴関連部分の要旨である。

【事件の対象となった入札案件】

- ①工事名：新宮団地市営住宅(1工区)屋外付帯(通路・駐車場・緑地)工事
入札方式：指名競争入札
- ②工事名：新宮団地市営住宅(2工区)屋外付帯(通路・駐車場・緑地)工事
入札方式：指名競争入札
- ③工事名：新宮団地市営住宅屋外付帯(児童遊園)工事
入札方式：指名競争入札

【事件の経過】

年月日	事 項
令和3年10月27日	当該工事3件の審査会開催
令和3年11月11日	入札会
令和6年8月28日	前副市長辞職
令和6年9月27日	青森県警が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで前副市長ら3人を逮捕
令和6年9月28日	青森県警が前副市長ら3人を青森地方検察庁へ送検
令和6年10月18日	青森地方検察庁が前副市長ら3人を起訴
令和6年12月25日	前副市長及び元事務局長第1回公判、検察側は2人に対し懲役1年6月の求刑、弁護側は執行猶予を求める
令和6年12月27日	元理事第1回公判、検察側は懲役1年6月の求刑、弁護側は執行猶予を求める
令和7年1月15日	前副市長及び元事務局長に懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決
令和7年1月16日	元理事に懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決
令和7年1月30日	前副市長及び元事務局長の判決が確定
令和7年1月31日	元理事の判決が確定

3 事件当時の入札制度

(1) 建設工事の入札制度の概要

当市では、設計額 130 万円を超え 3,000 万円未満の建設工事は指名競争入札で行い、3,000 万円以上の建設工事を条件付き一般競争入札で行っていた。

また、指名競争入札対象の工事のうち、設計額 500 万円以上の工事は審査会で、設計額 130 万円を超え 500 万円未満の工事は建設業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で指名業者を審査・選定することとしていた。

■審査会の組織

会長 副市長

委員 総務部長、財政部長、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、
上下水道部長、教育部長、財政課長

■選定委員会の組織

委員長 発注担当部長

委員 発注担当部各課長

(2) 指名業者選定の流れ

指名業者の選定については、五所川原市建設工事指名業者選定規程（以下「選定規程」という。）、五所川原市建設業者選定委員会要領（以下「選定委員会要領」という。）及び五所川原市工事施行事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に規定されており、発注担当部長又は発注担当課長が審査会又は選定委員会に指名業者を内申し、内申のあった業者のうちから、選定規程第 3 条各号に留意し、原則として 5 以上の指名業者を選定することとされていた。

○五所川原市建設工事指名業者選定規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、市が行う建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の指名競争入札に参加させようとする者又は随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者」という。）を厳正かつ公平に選定するため必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の選定）

第 2 条 指名業者を選定しようとするときは、五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成 17 年五所川原市規則第 144 号）第 14 条に規定する建設業者等級名簿により、当該工事の設計金額（支給品の額を含む。）に応じこれに対応する等級に属する等級名簿登載者の中から選定する。ただし、必要がある場合は、直近上下位の等級の中から選定することができる。その数は、当該工事に係る指名業者の総数の 2 分の 1 を超えることができない。

2 前項の規定により選定する指名業者の数は、原則として、5 人以上とする。

3 特別の理由があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、指名業者を選定することができる。

第 3 条 前条の規定により指名業者を選定するにあたっては、次について留意しなければならない。

(1) 信用度

- (2) 工事成績
- (3) 工事契約の履行状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事に対する地域的条件
- (7) 当該工事施行についての技術的適性

(指名審査会)
第4条 1件の請負対応額500万円以上の工事についての指名業者の適格を審査するため五所川原市建設業者指名審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第5条 審査会は、会長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

会長 副市長

委員 総務部長、財政部長、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、財政課長

(会長の職務代理)

第6条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(招集)

第7条 審査会は、必要の都度会長が招集する。

(議事)

第8条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査会は、議事に関係ある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(急施事案)

第9条 第4条の規定にかかわらず、急施を要する工事で審査会を開く暇がないときは、事案の持ち回りにより審査会の審査に代えることができる。

(秘密の保持)

第10条 指名業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

○五所川原市建設業者選定委員会要領

(委員会の設置)

第1条 各部に係る建設工事の指名競争入札(随意契約を含む。以下同じ。)の建設業者を厳正かつ公正に選定するため、各部に五所川原市建設業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(所掌事項)

第2条 委員会は、各部に係る一件の請負工事設計額が130万円を超え500万円未満の工事の指名競争入札に参加させようとする者の適格性の審査に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

委員長 部長

委員 所属部の課長及び総合支所長並びに室長

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集し開催する。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員全員の意見により決する。

(急施事項)

第7条 急施を要する工事で、委員会を開く暇がないときは、合議により委員会の審査に代えることができる。

(業者の選定)

第8条 指名業者の選定にあたっては、五所川原市建設業者選定規程(平成17年五所川原市訓令第17号)に定める選定項目、工事受注状況及び最近における経営内容等を考慮し、厳正かつ公正に審査するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員会の会議は公開しない。

2 会議内容は、何人も他人に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が定める。

○五所川原市工事施行事務取扱要領（抄）

（指名業者の選定）

第5条 指名競争入札又は随意契約に付する場合における業者（以下「指名業者」という。）の選定に当たっては、請負工事設計額の区分に応じ、次の各号に掲げるところにより厳正かつ公正に行うものとする。

（1） 500万円以上の場合 五所川原市建設工事指名業者選定規程（平成17年五所川原市訓令第17号。以下「選定規程」という。）第4条に規定する審査会の審査に付すものとする。

（2） 130万円を超え500万円未満の場合 五所川原市建設業者選定委員会要領（平成17年3月28日施行。以下「委員会要領」という。）第1条に規定する選定委員会の審査に付すものとする。

（3） 130万円以下の場合 決裁区分に応じ、当該工事を担当する部の長（以下「主務部長」という。）及び主務課長が選定するものとする。

2 前項第1号及び第2号の場合における指名業者の選定は、次の各号に掲げるところにより、指名業者選定調書（様式第3号）により行うものとする。

（1） 指名業者の内申は、主務部長又は主務課長が行うものとする。

（2） 主務部長又は主務課長は、審査会又は選定委員会に指名業者を内申するときは、原則として10以上の業者を具申するものとする。

（3） 審査会又は選定委員会は、主務部長又は主務課長より内申された業者のうちから、原則として5以上の指名業者を選定するものとする。

※五所川原市工事施行事務取扱要領中の「主務部長」及び「主務課長」の表記について、本報告書内においては、それぞれ「発注担当部長」及び「発注担当課長」と読み替えることとする。

4 官製談合事件に伴う入札制度の検証

(1) 刑事記録からの検証

本報告書では、刑事記録のうち市が確認可能であり、かつ、対策可能である範囲を対象として検証を行っている。その結果は次のようにまとめられる。

- ①前副市長は、発注担当部長が指名業者の選定等の相談を行う際、工事概要の提示があったことから、工事名、設計金額を把握できていた。
- ②指名競争入札における指名業者の選定においては、前副市長が外部の人物と接触し、その人物から依頼された業者を指名業者候補者として内申業者に含めるよう発注担当部長に指示していた。
- ③審査会では、審査会委員は業務内容等の確認はしているものの、最終的な指名業者の決定は、会長である前副市長の一存で外部の人物から依頼された業者が選定されることが慣行となっていた。

以上のことから、審査会を開催する前の段階で、前副市長は当該指名競争入札情報を漏示し、また審査会において外部の人物から依頼された業者を選定するなど、組織上の地位を用いて不正を生じさせていたことが明らかとなった。

(2) 内部調査からの検証

(i) 審査会等における協議・検討状況

回数	年月日	内 容
第1回	令和6年11月22日	今後の入札制度について協議 ・県内10市の状況
第2回	令和6年12月9日	入札制度の運用について検討 原則建設工事130万円を超えるもの、建設関連業務50万円を超えるもののすべてを一般競争入札とすることを検討
第3回	令和7年1月27日	入札への不当な介入を防止するため、「入札・契約に関する不当要求行為等対応要綱(案)」について検討 また、見直しの対象範囲を建設工事及び建設工事関連業務のほか、役務の提供についても令和8年度から一般競争入札へ移行することを検討
第4回	令和7年2月12日	令和7年度当初からの入札・契約制度の見直し案をとりまとめ庁議で決定、同月20日の議員説明会で報告
—	令和7年4月1日	入札・契約に関する不当要求行為等対応要綱制定 条件付き一般競争入札実施要領改正 最低制限価格制度要綱改正 低入札価格調査制度要綱改正 入札情報の適正管理に関する文書発出
第5回	令和7年4月11日	入札・契約制度や職員倫理に関する協議を推進する会議体の設置について検討
第6回	令和7年5月22日	入札・契約制度や職員倫理に関する協議を推進する会議体である「五所川原市入札・契約制度検討委員会設置要綱(案)」について検討
第7回	令和7年6月18日	「五所川原市入札・契約制度検討委員会設置要綱」を同日付けで制定 五所川原市入札・契約制度検討委員会設置

(ii) 審査会委員等経験者へのヒアリング

審査会委員等経験者へのヒアリング結果一覧			
目的	刑事記録で確認された審査会での指名業者選定の過程及び不当要求行為等の有無の確認のため		
調査期間	令和7年5月12日(月)～5月16日(金)		
調査対象者	審査会の委員となったことがある在職中の者及び当時の管財課長 合計17名		
質問① 建設工事の指名業者の内申については、事務処理要領では、発注担当部課長が決定することとされているが、実際には全て前副市長から内申業者の指示があったか。			
	はい	いいえ	内申に関わったことがない
	11名	0名	6名
質問② 質問①で指示があった場合、前副市長から指示された業者全てを審査会に内申していたか。			
	はい	いいえ	未回答
	11名	0名	0名
質問③ 質問①で指示があった場合、審査会において、前副市長から指示された業者以外の業者が指名業者に選定されたことはあったか。			
	はい	いいえ	記憶にない
	0名	9名	2名
質問④ 事前公表していない事項について、外部の者から情報提供の要求がされたことはあったか。			
	はい	いいえ	未回答
	1名	16名	0名

(iii) アンケート調査

入札・契約制度に係る職員のコンプライアンス意識についてのアンケート調査の概要及び結果			
目的	入札・契約事務について、市職員のコンプライアンス意識の現状を把握するため		
調査期間	令和7年6月3日～令和7年6月20日		
回答職員	190名		
アンケート内容、回答一覧			
1	入札や見積合わせを行う際に、入札実施前に事後公表となる情報の教示、又は外部に非公表とされている情報（業者数・業者名・事業名・予定価格・最低制限価格・低入札調査基準価格など）を教示すること等が法令違反、懲戒処分の対象であることを知っていますか。		
	はい	いいえ	未回答
	183名 (96.32%)	6名 (3.15%)	1名 (0.53%)
2	これまで入札契約制度・法令に関するコンプライアンス研修等を受講したことがありますか。		
	はい	いいえ	未回答
	40名 (21.05%)	149名 (78.42%)	1名 (0.53%)
3	当市で実施している不当要求行為等対応要綱について知っていますか。		
	はい	いいえ	未回答
	70名 (36.84%)	119名 (62.63%)	1名 (0.53%)
4	あなたが不当要求を受けた場合、要綱に従って上司へ報告を行うことができますか。		
	はい	いいえ	未回答
	180名 (94.74%)	8名 (4.21%)	2名 (1.05%)
5	当市で実施している公益通報者保護制度について知っていますか。		
	はい	いいえ	未回答
	111名 (58.42%)	78名 (41.05%)	1名 (0.53%)
6	法令違反を起こしているところを目撃した場合、あなたは公益通報を行うことができますか。		
	はい	いいえ	未回答
	149名 (78.42%)	39名 (20.53%)	2名 (1.05%)

7 その他の自由意見

- ・入札・契約制度に対する制度理解・知識不足に関する不安や、実務運用上の課題に懸念を抱いている。
- ・契約に関して法令遵守、意識醸成の課題や、教育・研修の必要性と情報整備が必要である。
- ・利害関係者の関わりについては、情報管理やコンプライアンスの強化、組織対応及び体制の整備が必要である。

刑事記録からの検証で明らかとなった4(1)①～③の結果については、審査会委員等経験者へのヒアリング結果と一致していることから、刑事記録の検証を裏付けるものとなった。

また、アンケート結果からは入札・契約制度の運用に対する不安、継続的な研修による制度の周知徹底及び組織で対応する体制づくりの必要性を感じている職員が多く見られた。

5 再発防止策

(1) 入札制度の運用の見直し

(i) 原則一般競争入札での執行

今回の事件では、建設工事の指名競争入札において、前副市長と外部の人物が共謀し、その人物から依頼された業者が選定されるという指名業者の選定過程で不正が行われたことから、令和7年度から建設工事・建設関連業務の入札は、原則として一般競争入札で行うこととする。

また、物品・役務等の入札についても順次原則一般競争入札を適用していく。

(ii) 入札・契約制度検討委員会の設置

入札・契約に関する疑義・検討事項について、継続的に協議する場を設けることを目的として入札・契約制度検討委員会を設置し、入札・契約業務の透明性と公正性をさらに向上させていく。

(2) 公務員倫理の徹底

(i) コンプライアンス意識の向上

今回の事件では、公表前の入札情報が漏示されていたことから、全職員を対象とした研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と組織内の規範意識の強化を図る。

また、アンケート結果によると、入札や契約制度に対する知識や経験の不足を感じている職員が多いことから、全職員を対象とした入札・契約業務の研修などを実施していく。

(ii) 入札・契約情報の管理の徹底

公表前の入札情報（最低制限価格、低入札調査基準価格、入札参加業者など）について適切かつ慎重に管理する必要があることから、入札情報は必要最小限の職員しか知り得ない体制とし、情報管理を徹底する。

(iii) 入札・契約に関する不当要求行為等対応要綱の周知の徹底

審査会委員等経験者へのヒアリングによると、外部から事前に公表していない情報の提供要求等が確認されている。

外部から入札の公正を害する行為又は不当な行為を職員に要求することを未然に防止する手段として、入札・契約に関する不当要求行為等対応要綱を策定していることから、当該制度の周知を徹底する。

(iv) 公益通報者保護制度の周知の徹底

組織内で発生する法令違反については、内部通報により早期発見や是正につながることも考えられる。しかしながら、アンケート結果では、制度の存在は一定程度認識されている一方で、情報漏洩や通報者への不利益が懸念される意見など、通報を不安視する意見が多かったことから、職員が安心して通報できるよう当該制度の実効性を担保しながら周知を徹底する。

五所川原市官製談合等再発防止検討報告書

令和7年8月

五所川原市
